

## 1 建築物衛生法令におけるデジタル技術の活用

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、代表的なアナログ規制7項目( )に関する規制等の見直しが求められているところであり、建築物衛生法の取組み状況については、下記の通り。

( ) 目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制

### (1) 空気環境の測定等の定期検査・点検

- 空気環境の測定、空気調和設備の定期点検、飲料水・雑用水の水質検査、ねずみ等の発生防止のための生息調査等におけるデジタル技術の活用のあり方について、「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会(座長:倉淵隆 東京理科大学副学長)」を設置し、検討を行っている。

(開催実績) 第1回:8月8日、第2回:10月10日、第3回:11月28日

(今後の予定)第4回:2月27日、第5回:3月29日

### (2) 登録校正機関における管理者の専任規定の廃止

- 浮遊粉じん量の測定機器の校正を行う登録校正機関の登録基準のうち、「校正の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること」としているのを、「校正の業務を行う部門に管理者が選任されていること」と改正した(公布・施行:令和5年9月29日)

### (3) 目視規制、対面講習等

- 立入検査や対面講習等に関し、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合は、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとするという通知を发出。

## 2 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録情報の集約・公表

都道府県等がホームページで公開・更新している、建築物衛生法に基づく都道府県知事登録事業者の情報を、(公財)日本建築衛生管理教育センターのホームページにおいて、集約・公表する方向

# 建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

## 目的（第1条）

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

特定建築物所有者等と維持管理権原者は、同一の場合と異なる場合がある。

【特定建築物所有者等】  
（所有者又は全部の管理の権原者）

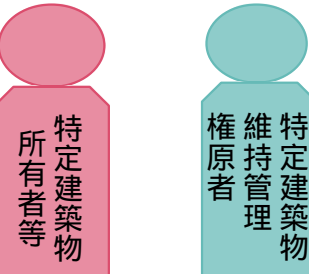
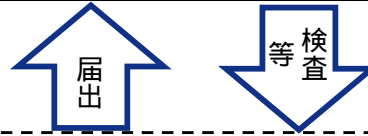
- ・特定建築物の届出
- ・建築物環境衛生管理技術者の選任
- ・維持管理に関する帳簿書類の管理

【特定建築物維持管理権原者】

（当該特定建築物の維持管理について権原を有する者）

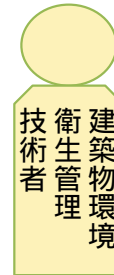
- ・建築物環境管理基準に従い維持管理
- ・建築物環境衛生管理技術者の意見尊重
- ・改善命令等に従う

都道府県保健所設置市



選任

意見



監督

維持管理

## 特定建築物

47,530か所（令和3年度末）

（3000m<sup>2</sup>以上）

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館等

（8000m<sup>2</sup>以上）

小学校、中学校等

【建築物環境衛生管理基準】

- ・空気環境の調整
- ・飲料水の管理
- ・雑用水の管理・排水の管理
- ・清掃・ねずみ、昆虫等の防除

## ビルメンテナンス業者

<都道府県知事の登録対象業種>

\* 延べ登録営業所数 18,148か所（令和3年度末）

